

酒気帯び運転の発生状況（2026年4月期）

日本郵便株式会社四国支社（愛媛県松山市、支社長 紀井 哲）管内の社員が、2026年4月期に、通勤中、酒気帯び運転1件を発生させましたのでお知らせします。

なお、これまで発生した事案については、既に厳正な処分を行っているところです。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このようなことが発生しましたことについて、お詫び申し上げますとともに、今回の事態を真摯に受け止め、これまで同様、発生者に対する処分を厳正に行うとともに、社員に対する指導を徹底してまいります。

1. 業務中の酒気帯び運転（呼気1L中にアルコールが0.15mg以上検出される状態をいいます。）
0件（発生なし）
2. 通勤中の酒気帯び運転（同上）
1件（発生局：今治郵便局）

※1 道路交通法上の罰則を伴わない、酒気を帯びた状態での運転（呼気1L中にアルコールが0.15mg未満検出される状態をいいます。）（通勤中）については1件発生しています。

※2 2件はいずれも、前日の飲酒によりアルコール反応が出たものです（通勤中に飲酒をしていたものではありません。）。

また、2件の内1件は、乗務前の点呼において実施しているアルコール検知により発覚したものであり、業務中の運転には至っておりません。

残り1件は、郵便内務事務に従事する者で、点呼実施対象者ではありませんが、出勤時にアルコール臭がしたため、アルコール検知を実施し検知したものです。

注	酒気帯び運転	呼気1L中にアルコールが0.15mg以上検出される状態をいいます。
	酒気を帯びた状態での運転	呼気1L中にアルコールが0.15mg未満検出される状態をいいます。道路交通法上の罰則を伴いませんが、飲酒運転を発生させないことが当社の責務であると認識し、公表するものです。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】
日本郵便株式会社 四国支社
経営管理本部 経営管理部 広報担当
電話：（直通）089-936-5113